

政治団体の届出等の名義人欄について

令和 7 年 1 2 月 改正

これまで、政治団体から県選挙管理委員会へ提出いただく届出等の書類について、その真正性を確認するために、一律に書面への記名押印又は署名を求めていましたが、令和 3 年 2 月の政治資金規正法施行規則の改正により、それらの義務付けが廃止されました。

これにより、従来からの記名押印又は署名に加え、本人確認書類の提示等をした上で記名のみによる届出等もできるようになりました。

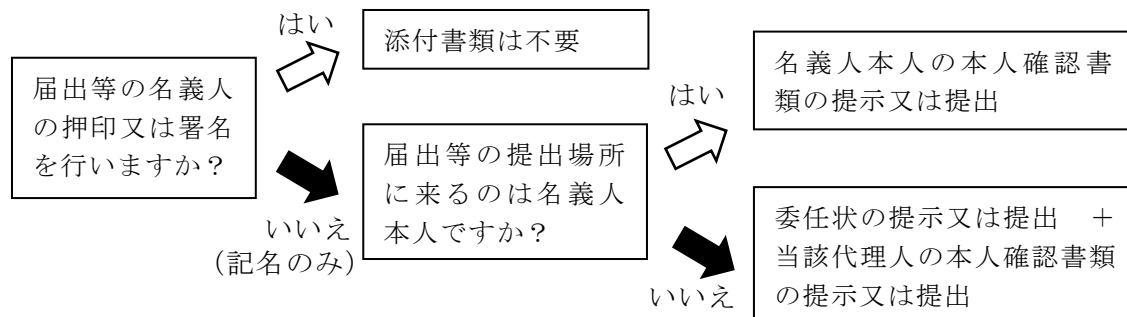
1 名義人欄への記入方法等

以下の(1)～(4)から、届出者等が最も簡便な方法の一つを選択し、記入等を行ってください。

名義人欄への記入方法及び必要な添付書類	名義人欄への記入例及び必要な添付書類
(1) 届出等の名義人の記名押印	三重 健太 (三 重)
(2) 届出等の名義人の署名	三重 健太
(3) 届出等の名義人の記名 + 名義人本人の本人確認書類の提示又は提出 (本人が提出場所に届け出る場合)	三重 健太 + 名義人本人の本人確認書類
(4) 届出等の名義人の記名 + 委任状の提示又は提出 + 当該代理人の本人確認書類の提示又は提出 (代理人が提出場所に届け出る場合)	三重 健太 + 委任状 + 代理人の本人確認書類

「届出等の名義人」とは、例えば、「政治団体設立届」や「届出事項等の異動届」については政治団体の代表者であり、「収支報告書（解散分以外）」については会計責任者です。

(1)～(4)を図で示すと以下のとおりです。



2 本人確認書類

1(3)及び(4)で提示又は提出を行っていただく本人確認書類は以下のとおりです。これらの本人確認書類の写しも可とします。

(本人確認書類)

個人番号カード、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書又は健康保険の資格確認書

※有効期限の記載のあるものは、有効期限内に限ります。

本人確認書類の提出を行う場合は、本人確認等が必要な書類ごとに本人確認書類 1 部を添付してください。なお、本人確認等が必要な書類を複数同時に提出するときは、1 部添付すれば他は省略することができます。

3 訂正方法

書類の訂正を行う場合には、以下のいずれかの方法で行ってください。

- (1) 届出等の名義人の押印
- (2) 届出等の名義人本人の署名
- (3) 代理人の署名又は押印 + 訂正に係る委任状の提示又は提出 + 当該代理人の本人確認書類の提示又は提出